

生徒・保護者の皆様へ

## 学校において予防すべき感染症について

学校においては、集団生活の場であることから、感染症が発生した際に生徒の学校生活に大きな影響が生じる可能性があります。そのため、感染症の蔓延を防ぐことは、望ましい学校環境を維持するとともに、生徒等が健康な状態で教育を受けるためにも重要です。また、速やかに治療し、健康な状態で教育を受けることができるようにすることが大切です。

学校において予防すべき感染症(表 1)については、学校保健安全法で種類、出席停止について定められており、蔓延予防と療養に専念していただくための措置ですので、学籍上の欠席扱いには該当しません。医師の指示に従って必要と認められ期間は療養に努めてください。

下記の感染症に罹患し、全快または感染のおそれがないと認められ登校する際には、本校所定の「学校感染症に関する報告書」を提出してください。

(本校 HP の「保健室からのお知らせ」ページ内「学校感染症に罹患した際の報告書」よりダウンロードも可能です。)

学校において予防すべき感染症(表 1)

|     | 学校感染症の名称  | 出席停止期間   |
|-----|---|--|
| 第一種 | エボラ出血熱<br>クリミア・コンゴ出血熱<br>痘そう、南米出血熱、ペスト<br>マールブルグ病、ラッサ熱<br>急性灰白髄炎(ポリオ)<br>ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)<br>中東呼吸器症候群(MERS)<br>特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで   |
| 第二種 | インフルエンザ<br>(特定鳥インフルエンザを除く)  | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで                          |
|     | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで                                     |
|     | 麻疹(はしか)   | 解熱した後3日を経過するまで   |
|     | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                          |
|     | 風しん   | 発しんが消失するまで   |
|     | 水痘(みずぼうそう)  | 発しんが痂皮化するまで  |
|     | 咽頭結膜熱(プール熱)   | 主要症状が消退した後2日を経過するまで<br>※アデノウイルス感染症と診断された場合は、咽頭結膜熱が疑われるため、学校へ御相談ください。 |
|     | 結核  | 感染のおそれがないと認めるまで  |
| 第三種 | 髄膜炎菌性髄膜炎  | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで   |
|     | 新型コロナウイルス   | 発症した後(発熱等の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで                         |
| 第三種 | コレラ、腸チフス、パラチフス、細菌性赤痢、<br>腸管出血性大腸菌感染症、<br>流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※2 その他の感染症  | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで                                   |
|     | ※2 その他の感染症(必要と判断されれば出席停止となりうる感染症)<br>溶連菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラズマ肺炎、<br>A型ウイルス肝炎、感染性胃腸炎、伝染性膿痂疹(とびひ)                  |  |